

第20回独立行政法人農林漁業信用基金農業保険関係業務運営委員会 議事概要

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和7年9月17日(水)13時55分～15時18分
- (2) 場所 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 大会議室

2 出席者

- (1) 運営委員(出席者・学識経験者別 五十音順)
出資者:今泉委員、漆原委員、菊地委員、東委員、村井委員
学識経験者:嶋崎委員、牧之瀬委員、水上委員、山本委員
- (2) 信用基金
牧元理事長、北副理事長、平山総括理事、平岡理事、山根理事
- (3) オブザーバー(主務省)
農林水産省経営局 森保険監理官

3 提出議案

- (1) 報告事項
 - ① 令和6年度に係る業務の実績に関する評価について
 - ② 令和6年度決算について
 - ③ 第5期中期計画の変更について
 - ④ 農業保険関係業務の動向及び今後の貸付けの見通しについて
- (2) 情報提供事項
 - ① 農業保険をめぐる状況
 - ② 委員からの情報提供

4 議事経過の概要及びその結果

上記3(1)について信用基金から報告が行われた。その後、上記3(2)について、農林水産省及び各運営委員からの情報提供及び意見交換が行われた。
運営委員からの主な質問・意見は、以下のとおり。(カッコ内はこれに対する説明。)

【質問・意見等】

- (1) 報告事項
 - ① 令和6年度に係る業務の実績に関する評価について
 - 自己評価はAだが、主務省の評価はBであることについて、その乖離はどういうところにあると考えているか。
(当方としては年度計画を超えた取組であるとの認識に基づきA評価としたが、主務省としては年度計画に沿った中での取組であり、標準的であると判断したと理解している。)
 - ② 令和6年度決算について
 - 経常費用の中の貸付事業費とは具体的に何か。
(貸付事業を行うための経費であり、本業務を行うための通信運搬費などが含まれる。)

③ 第5期中期計画の変更について

- 出資金の国庫納付に至った要因は、保険事故が減少したことによるためか、それともそもそも出資金が過大であるためなのか。
(事故が減少しているというよりも、過去の実績から124億円程度あれば十分対応できると会計検査院側が判断したことによる。)

④ 農業保険関係業務の動向及び今後の貸付けの見通しについて

- 貸付実績が低調なのは、全く資金ニーズがないということか。
(定期的に資金ニーズの調査をしているが、実績には至っていないというのが現状である。)
- 平成20年を境に災害が台風から大雨に変わってきているが、以前のように台風が繰り返されると、そこに資金ニーズが発生してくるので、安心の面から本業務は必要と感じている。また、現在の米価が数年後に低下してくると農家にとってはかなりの減収となり、米の収入保険の加入率からすると、団体の保険金支払いが増えてくる。その点でも資金ニーズがあると思われるので、資金ニーズの考え方にそういった点も加えていただきたい。
- 共済団体の支払財源となる保有資金の流動性に団体間で格差が出てきており、過去に大きな災害のあったところで大きな災害が発生した場合には信用基金への依存度も高くなる。共済団体によっては必ずしも財源が潤沢にあるとは限らないので、信用基金にはそういった各共済団体の財務状況に格差があることにも目を向けていただきたい。

(2) 情報提供事項

- ① 農業保険をめぐる状況（農林水産省経営局保険監理官）
(質疑なし)

② 委員からの情報提供

出資者委員から例年に比べ特に被害が著しい農業共済事業、保険金の支払状況等について、次のとおり報告等があった。

- 8月中旬から9月上旬の集中豪雨では、当県でも県北地域に線状降水帯が発生し、水稻耕地への土砂の流入などが散見されたが、時間的に長く続かなかったため、地帯的に大きな被害とはならなかった。水稻も大豆もこれから収穫最盛期を迎えるが、台風や害虫の発生状況次第。収入保険について、米・大豆・麦の二毛作の土地利用型農業では一方の作物の減収分を他の作物の分で埋めてしまうことがあり、農家に支払う金額に農業共済と収入保険で大きな差が生じている。今年になってから大規模農家を中心に収入保険の非継続者が増えている状況である。
- 令和6年度引受分の収入保険の支払いは暫定で253億円と前年の465億円に比べて落ち着いてきている。つなぎ融資については現時点で18億円だが、昨年は12月までに64億円を実施しており、これからというところ。
- 8月及び9月の台風では園芸施設の被覆材、果樹園の多目的ネットなどに若干の被害が出た程度で大きな被害にはならなかった。水稻については8月に入っすぐ

に収穫が始まっており、大規模経営以外の農家では既に刈取りを終えているが、調査した段階では高温による登熟不良もほとんどみられない。昨年と収穫量の比較をすると前年対比 96～98%で平年並みといった状況で、支払共済金も昨年の 6 割程度と見込んでいる。また、果樹についても通年の病虫害の被害程度と見込んでおり、総じて平年よりも被害は少ないといった状況である。

○ 8月6日からの大雨で一部地域が激甚災害の指定を受けているが、全体的には大きな影響はない状況である。9月に入ってからの前線の停滞により線状降水帯が日本海側を通過したが、局地的な大雨などはあったものの、大きな被害とはなっていない。

○ 当県で発生した台風第 15 号に伴う竜巻については、風速 75 メートルという今までに経験したことのないような災害状況であり、被災した自治体の発表では園芸施設関係で被害額が 11 億円とのことで、明日 1 回目の共済金を支払う。

共済団体のあり方として、農家が復興、再興、明日への営農で困っているときに先ず一つの足掛かりとして速やかに共済金を支払うことが我々の役割であり、一日でも早く支払うというのが共済団体の考え方である。そのことを関係機関にもご理解いただき、当該地域においても農家の 7 割強が農業共済、残りは民間、JA の保険に入っている状況の中、農業共済が先に支払うという姿勢で努めている。

被災現場に入って経験したことのない状況を見て、改めて災害の出方が大きく変わってきていると感じており、災害に対しての共済団体の資金の保有、そして信用基金の災害への対応がますます重要になってくると思っている。今回は借入をせずに先ずは自己資金を充てるということで進めているが、もし何かあった場合にはお願いしたいし、また、今後もこのような災害が起こり得ると各関係機関も触れているので、備えを十分に対応していきたい。

以上